

2018年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生（大学推薦）
〔一般枠、特別枠(2013年度採択)、SATREPS枠、e-ASIA共同研究枠〕

< 推薦に当たっての留意事項 >

はじめに

2018年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生（一般枠、特別枠(2013年度採択)、SATREPS枠、e-ASIA共同研究枠））の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

国費外国人留学生制度について：実施要項等

大学推薦に関して不明な点等があれば、適宜、国費外国人留学生御担当者から文部科学省まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則メール（[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)）にて相談すること。

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

TEL：03-5253-4111(内線 2624) E-mail：[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)

(a)を@に変えて送信願います。

1 募集について

本募集は2017年度に募集を開始しているが、2018年度予算の成立をもって実施されるものであり、予算の範囲内での採用となることから、特に一般枠の採用人数は前年度実績から大きく変動する可能性がある。

2 学業成績係数について

優秀な留学生を獲得するため、一般枠、特別枠、SATREPS枠、e-ASIA共同研究枠のいずれにおいても直近2年間の学業成績係数が3点満点で2.30以上の者を対象とする。

3 特別枠について

(1) 原則として、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の採択時にプログラムごとに通知した優先配置人数の範囲内で、大学からの推薦に基づき採用するが、文部科学省においては外形的要件（国籍、年齢、推薦可能者数、学業成績係数等）の確認を行うため、各大学は優先配置人数の範囲内において、他の枠と同様に、募集要項に記載された要件を必ず満たす者を推薦すること。要件を満たさない者は審査対象としない。

(2) 特別枠で採用された者に関しては、標準修業年限に至る前に採択されたプログラムの優先配置期間が終了した場合、当該留学生の標準修業年限まで奨学金の支給を受け

ることができる。ただし、奨学金支給期間の延長申請（特別枠及び区分）は対象としない。また、今回通知の大学推薦（研究留学生（一般枠））も対象としない。

（３）文部科学省に提出された申請書類に対し、安全保障貿易管理の観点から外務省において確認を行うため、各大学においては「６（２）」に記載した確認を十分行った上で推薦すること。

（４）2017年度採択の特別プログラムの特別枠の募集通知は別途行う。

4 SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠について

国費外国人留学生制度（大学推薦）と、国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施する「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム」（以下「SATREPS」という）または「e-ASIA 共同研究プログラム」（以下「e-ASIA JRP」という）が連携し、参加大学が相手国・地域の機関から優秀な留学生を獲得するとともに、相手国・地域との持続的な研究交流・ネットワークの強化を図ることを目的とする。前者については SATREPS 枠、後者については e-ASIA 共同研究枠での推薦を受け付ける。

（１）推薦可能大学

SATREPS 枠（大学以外の機関は不可）

SATREPS に採択され、討議議事録（R / D）を締結した課題に参加している大学。

e-ASIA 共同研究枠（大学以外の機関は不可）

e-ASIA JRP に採択された課題に参加している大学。

（２）対象者

SATREPS 枠

採択課題の相手国にあり、課題に参加している機関に所属している者。

e-ASIA 共同研究枠

e-ASIA JRP のメンバー国の研究機関に所属している者。

（３）推薦可能人数

SATREPS 枠

SATREPS に参加しているすべての課題の合計で 10 人を上限とする。

e-ASIA 共同研究枠

e-ASIA JRP に参加しているすべての課題の合計で 5 人を上限とする。ただし、候補者が e-ASIA JRP のメンバー国のうち、カンボジア、ミャンマー、ラオスの国籍を有する場合、前記 5 人に含めない形で、別に若干名の推薦を認める。

（４）在籍課程

SATREPS 枠

原則として大学院の博士後期課程（一貫制博士課程では 3 年次）とし、非正規課程は認めない。ただし、国費外国人留学生制度及び SATREPS 事業の趣旨、候補者が参画する研究課題の内容等に照らして特段の意義があると判断される場合は、受け入れ後 1 年以内に博士後期課程へ入学することを前提条件として、非正規課程での

在籍を認めることとする。

e-ASIA 共同研究枠

原則として、大学院の博士後期課程（一貫制博士課程では3年次）とし、非正規課程は認めない。ただし、国費外国人留学生制度及びe-ASIA事業の趣旨、候補者が参画する採択課題の内容等に照らして特段の意義があると判断される場合には、修士課程、専門職学位課程もしくは博士前期課程（一貫制博士課程では1年次）並びに非正規課程での在籍も認める。

(5) 奨学金支給期間

奨学金支給開始時期が各学期の開始日の関係で募集要項に定める時期により難しい場合には、事前に相談すること。また、SATREPS 枠及びe-ASIA 共同研究枠において非正規課程から在籍する場合、正規課程に入学するときには奨学金支給期間の延長の申請を認める。なお、奨学金支給期間の延長が認められた場合には、標準修業年限に至る前にSATREPS 及びe-ASIA JRP に採択された課題が終了した場合であっても、当該者の標準修業年限まで支給を受けることができる。

(6) 学業成績

直近2年間の学業成績係数が2.30以上であり、奨学金支給期間中にそれを維持できる見込みがある者。

(7) その他

SATREPS 枠及びe-ASIA 共同研究枠の申請に当たっては、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が実施する事前審査を受け、認められた者のみを推薦すること。事前審査については国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）から各研究代表者宛に別途連絡がある。

SATREPS 枠（医療分野以外）

JST 国際部 SATREPS グループ 03-5214-8085

<http://www.jst.go.jp/global/index.html>

SATREPS 枠（医療分野）

AMED 国際事業部 国際連携研究課 03-6870-2215

<https://www.amed.go.jp/program/list/03/01/001.html>

e-ASIA 共同研究枠（医療分野以外）

JST 国際部 事業実施グループ 03-5214-7375

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

<http://www.the-easia.org/jrp/>

e-ASIA 共同研究枠（医療分野）

AMED 国際事業部 国際連携研究課 03-6870-2215

<https://www.amed.go.jp/program/list/03/01/004.html>

5 推薦可能大学について

それぞれの枠につき、推薦可能大学は以下の通り。

- (1) 一般枠 全ての国公立大学
- (2) 特別枠 2013年度に「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択された大学。2017年度に採択された大学は別途通知される「2018年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項 研究留学生(大学推薦)〔特別枠(2017年度採択)〕」により推薦すること。
- (3) SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠
「4(1) 及び 」に該当する大学

6 推薦対象者について

- (1) 次のいずれかに該当する者を推薦すること。

大学間等交流協定に基づき相手国大学から公式に推薦を受けた者の場合以外で当該大学と交流実績(交流実績には、組織間交流以外の交流も含む)のある相手国大学の学長又は部科長相当以上の者からの公式の推薦を受けた者
その他、大学としては交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者として受入れ大学の長が推薦する者

- (2) 推薦にあたっては次の点に留意すること。

日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。(また、申請時に二重国籍等により、日本国籍を有する者でないことをよく確認すること。)

過去に国費外国人留学生であった者については、奨学金支給期間終了後、採用時(奨学金支給開始月)までに3年以上の教育・研究の経験のある者でなければ採用の対象とならない。ただし、大学学部を卒業した日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム留学生については、3年以内であっても採用の対象となる。(その旨を推薦調書【別紙様式1】の所定欄に記載すること。)

複数の大学による同一人物の2018年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生 研究留学生(大学推薦)への重複推薦及び日本政府(文部科学省)及び(独)日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度(留学生交流支援制度)との併給は、認めない。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者にかかる全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

重複推薦の例：

- ア A大学から文部科学省へ、2018年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生 研究留学生(大学推薦(一般枠))として推薦
- B大学から文部科学省へ、2018年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生 研究留学生(大学推薦(特別枠))として推薦
- イ 学生からA大使館へ、2018年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生 教員研

修留学生（大使館推薦）へ申請

B 大学から文部科学省へ、2018 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生（大学推薦（一般枠））として推薦

重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に、学内選考の結果「2018 年度奨学金支給開始」の「日本政府（文部科学省）奨学金制度のプログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを候補者に通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認した上で推薦すること。

また推薦後は、2018 年 4 月中旬までに、当該大学から推薦されたことをメールや書面等記録の残る形で候補者に通知すること。

募集要項「1（6）」の 1 段落目については、昨年度と同様に受験結果が審査に影響したりするものではない。昨年度からの変更点は、日本語又は英語の能力を客観的に示すために外部試験の受験を促していることである。

募集要項「1（10）」の「奨学金支給期間開始前に帰国すること」とは、奨学金支給期間 2 か月程度前から奨学金支給期間開始月までの間に帰国することをいう。申請時において、帰国することが確実であることを、確認すること。

平成 18 年 3 月 24 日付け 17 文科際第 217 号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」等に記されている大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針及び平成 21 年 11 月 24 日付け 21 文科高第 264 号「大学及び公的研究機関における輸出管理について」を十分認識の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野を希望する学生については、本人の研究計画及び学習背景について面接等により十分に確認し、推薦を行わないこと。その際、経済産業省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に関する機微技術管理ガイダンス」等に留意すること。

【大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu8/toushin/06082811/015/001.htm

【安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機械用）】

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

【国際連合安全保障理事会決議第 1737 号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）（平成 19 年 4 月 26 日付け 19 文科際第 24 号）】 国公立大学長宛に通知済み

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285442.htm

【外国ユーザーリスト（平成 29 年 8 月 9 日改正）】

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/170809-3.pdf>

7 学内募集・選考等

- (1) 留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。
- (2) 選考は全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に係る資料（一般枠・特別枠（プログラム毎）・SATREPS 枠・e-ASIA 共同研究枠の別）を申請書等と併せて提出すること。（募集要項「5（3）」を参照。）
特に、特別枠の場合は、募集・選考に係る資料の中で特別プログラムへの応募者数、採用者数などについても記載すること。
なお、候補者に対しては、当該大学教員が、可能な限り面接を実施すること。（面接を行うことができない場合は、電話・メール等によるインタビューを適切に実施すること。）
- (3) 枠ごと（特別プログラムの場合はプログラムごと）に、推薦順位を付した上で推薦すること。
- (4) 一般枠及び特別枠については、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受け入れ戦略」（報告書）において、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受け入れを重視しており、また、候補者が重点地域以外の特定国に偏ることがないように、以下の基準により推薦すること。なお、重点地域の国については、（独）日本学生支援機構のホームページにて確認可能。

【重点地域及び留学コーディネーター配置国・地域一覧】

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2017/10/23/h30jutenkokulist.pdf

重点地域以外の国籍国からの推薦者数は、一般枠、特別枠（複数のプログラムがある大学はプログラム別に）それぞれにおいて推薦者数全体の 25% 以下とすること。

特別枠においては、プログラムが重点地域以外の国を対象として採択されている等、重点地域以外からの推薦が推薦者数全体の 25% 以下とならない場合は「重点地域以外からの推薦者の割合に関する理由書【別紙様式 6】」を提出すること。

なお、一般枠については例外を認めない。

選考においては当該理由を考慮し、弾力的に扱う場合もあるが、単に学生が優秀であるためというような理由は認めない。（学生の学内選考における順位や優秀さについては、理由書に記載しないこと。）

- (5) SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠については、「4（4）」に述べた「特段の意義」を有する場合、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の実施する事前審査を受けるに際してそれを明らかにした上で、推薦調書【別紙様式 1】の「推薦理由」欄に必ず明記すること。

(6) 推薦可能者数は以下のとおりとする。

一般枠

次のア(基礎数)とイ(追加数)の合計とする。

ア 基礎数:

昨年度の研究留学生〔一般枠〕の採用実績が0名の場合は1名とする。

昨年度の研究留学生〔一般枠〕の採用実績が1名以上の場合は、以下の算出式により求められた数。ただし、計算結果が0名、計算不可能又は昨年度採用実績が0名の場合は1名とする。

< 基礎数算出式 >

$$\text{基礎数} = \text{係数(以下表)} \times \frac{\text{2017年度私費外国人留学生数(大学院)}}{\text{2016年度私費外国人留学生数(大学院)}}$$

(基礎数は小数点第1位を四捨五入する)

係数表

2017年度 在籍留学生数(大学院)	係数
0 ~ 100	1
101 ~ 200	2
201 ~ 300	3
301 ~ 400	4
401 ~ 500	5

2017年度 在籍留学生数(大学院)	係数
501 ~ 600	6
601 ~ 800	7
801 ~ 1000	8
1001 ~	9

上記の「留学生数」は(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」による各年度の5月1日現在の数とする。

イ 追加数: 上記アの基礎数に加えて、2016年度私費外国人留学生数(大学院)及び昨年度の研究留学生〔一般枠〕の採用実績に関わらず、渡日旅費・帰国旅費(以下「旅費」という。)を受入大学で負担する者を、追加数として最大2名推薦できる。

ウ ア基礎数として推薦する者とイ追加数として推薦する者がいる場合、原則として推薦順位上位者からア基礎数として推薦する者とする。

推薦調書の「旅費負担(一般枠のみ)」欄は、ア基礎数として推薦する者は「文科省負担」、イ追加数として推薦する者は「大学負担」を選択すること。

大学が旅費を負担する者については、帰国の際、文部科学省に旅費を誤って請求することの無いよう留意すること。

特別枠

各課程（修士課程、博士課程等）につき、特別プログラム採択時に示された優先配置人数とする。ただし、「2018年度進学等に伴う奨学金支給期間の延長」申請において特別枠を使用した者がいるプログラムの場合、優先配置人数から延長申請時に使用した枠数を引いた人数とする。なお、延長申請採用者から辞退者が出た場合、特別枠提出期間最終日まで当該延長採用者の辞退届が文部科学省へ提出された場合のみ、当該枠数の使用を認める。

SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠

「4(3) 及び 」参照。

- (7) 学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生等（非正規課程や日本語教育機関等）の成績を含めずに直近2年間の学業成績係数を算出すること。また、学業成績係数は原則各年度で算出し、年度途中の場合はその成績を含めないこと。ただし、 Semester 制度を採用しており、前期の成績が判明している場合は、その成績が判明している直近2年間の学業成績係数を算出すること。

なお、複数の大学等の成績により算出する場合には、後述の〔学業成績係数の算出方法〕に基づき、算出基準を合わせる。

また、「総合成績評価報告書【別紙様式3】」の作成に要した書類は各大学において適切に保管するものとし、文部科学省の求めに応じて提出できるようにしておくこと。

〔学業成績係数の算出方法〕

下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区 分	成 績 評 価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

総登録単位数

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。

(注2) 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。ただし、直近2年間に含まれる編入学前の成績評価（現大学の直前に在籍していた学校における成績）が編入学後の単位に反映されていない場合は、編入学前の成績評価をもとにして算出すること。

(注3) 上表の成績評価にない評価(例えば、「認定」、「合格」など)は対象としないこと。

(注4) 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てること。

(注5) 現在在籍している大学の学業成績が2年に満たない場合かつ学業成績を半期毎で判定している場合で、それ以前に在籍していた大学が学業成績を学年毎で算出しているため1年未満の端数が生じる場合は、直近2.5年間の成績により学業成績係数を算出する。

係数の算出ができない場合は、算出できない理由を「総合成績評価報告書【別紙様式3】」に記載し、学業成績係数が2.30以上に相当すると判断した根拠として以下の条件を満たした書類の写しを提出すること。これ以外の根拠は認めない。

- 募集要項「5(3)」の「ス 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状(受入れ予定大学長あてのもの)」に、大学若しくは学部、又は大学院若しくは研究科での成績順位が上位30%以内であるとみなされることが示されていること。(別途、大学で写しを保管すること。)

なお、計算の結果、学業成績係数が2.30未満の者を推薦することは、上記推薦状提出をもってしても認めない。

8 文部科学省への推薦について

(1) 申請書類については、必ず文部科学省のホームページに掲載する最新の様式を使用すること。

(2) 別紙様式1及び2については、電子データも提出期間内にメールにて提出すること。

ファイル名は、大学番号(6桁)に大学名、一般枠・特別枠・SATREPS枠・e-ASIA共同研究枠の別を付けることとし、メールの件名も例のとおり記入すること。また、特別枠については、プログラム毎にファイルを作成し、ファイル名の末尾にプログラム番号を記載すること。

(例) メールの件名: 123456 大学推薦 大学(研究)

ファイル名 : 123456 大学推薦 大学(研究一般)

: 123456 大学推薦 大学(研究2013特別)12121

(3) 調査書【別紙様式4】については、各大学の採用人数を決定する際に考慮するので、必要事項を記入の上、提出すること。(一般枠を申請する大学のみ。)

(4) ファイルは一般枠、特別枠、SATREPS枠、e-ASIA共同研究枠毎に分けること。

(5) 申請留学生の氏名(中国人留学生は必ず漢字表記を付すこと。(電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。))、生年月日、国籍、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。

(6) 「募集要項5(3)」に示した文部科学省への提出書類ア～クは、公文書に添付すること。(公文書は推薦枠ごとに1枚とすること。)

(7) 「キ 申請書」及び「ク 専攻分野及び研究計画」は、それぞれ個人ごとに左肩ホチキス止めし、大学(プログラム)毎に1部の書類を別紙様式番号順に並べた後(イエオカ)、申請者ごとに1部の書類を推薦順位順に並べた上で別紙様式番号順

(ア ウ キ&ク)に並べ、枠ごとにまとめて角2封筒に封入すること。「ス 所属
大学等の研究科長レベル以上の推薦状」を提出する場合は、「ウ 総合成績評価報告
書」の後ろに並べること。

- (8) 封筒の表に、「大学番号(6桁)大学推薦(一般枠・特別枠(2013年度採択)(プログラ
ム毎に分け、プログラム番号を記載)・SATREPS枠・e-ASIA共同研究枠の別)(研
究留学生)申請書類在中」と朱書きすること。また、必ず一般枠・特別枠(プログラ
ム毎)・SATREPS枠・e-ASIA共同研究枠毎に封筒を分けること。

- (9) 申請書類の提出期間

2018年4月期渡日者(特別枠)

提出期間：2018年1月9日(火)～2018年1月11日(木) 必着

2018年10月期渡日者(一般枠、特別枠、SATREPS枠、e-ASIA共同研究枠)

提出期間：2018年3月19日(月)～2018年3月29日(木) 必着

提出期間後の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。

提出後の申請取り下げ、追加申請及び推薦順位繰り上げは認めない。

- (10) 申請書類の提出先

2018年4月期渡日者入学(特別枠)

書類提出先：〒112-0014

東京都文京区関口1-24-8 東宝江戸川橋ビル5階

テントセント株式会社 国費受付係

電子データ提出先：daigaku2018(a)tentosento.com

2018年10月期渡日者入学(一般枠、特別枠、SATREPS枠、e-ASIA共同研究枠)

提出先は2018年3月14日(水)までに、文部科学省ホームページの「2018年度日本
政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項 研究留学生(大学推薦)」掲載箇所にて
公開する。

書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天
災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合に
は、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。

電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワ
ードについては、(独)日本学生支援機構が発出した「平成29年度国費外国人留
学生に係る『給与(奨学金)』『渡日・帰国旅費』『期間終了後調査』及び『教育費』
について(通知)」(平成29年3月7日付け学支国奨第484号)にて通知したパス
ワードを設定すること。左記通知を未受領のためパスワードが不明な場合は、(独)
日本学生支援機構国費留学生室宛にメール(kokuhi-shinsa(a)jasso.go.jp)にて照会
すること。

上記電子データ提出先の(a)は、@に変えて送信すること。

9 採用方針について

各推薦方式の採用方針は以下のとおりである。

(1) 一般枠

推薦された者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や、予算の状況、研究計画内容、調査書の内容（大学間交流協定実績、私費外国人留学生の在籍状況、留学生の学位取得状況、外国人教員の割合）及び不法残留状況等を勘案し、採用人数を決定する。なお、その際は推薦順位上位の者から採用する。

- 大学が旅費を負担することを条件に採用する者については、採用通知に記載する。

(2) 特別枠

「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の採択時に通知した国費外国人留学生の優先配置人数の範囲内で採用する。ただし延長申請で使用した枠を差し引いた人数とする。なお、所定の人数を超過して推薦した場合は、重点地域割合のルールに沿って、推薦順位上位者から採用する。

(3) SATREPS 枠・e-ASIA 共同研究枠

推薦された者について、推薦可能人数の範囲内で採用する。

10 その他

(1) 結果通知については、以下の日を目途に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。

4 月期入学（特別枠のみ）

結果通知：2018 年 2 月中（予定）

10 月期入学（一般枠、特別枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠）

結果通知：2018 年 6 月中（予定） 結果通知時期に関する質問は、2018 年 7 月 2 日（月）以降にメールで行うこと。

(2) 文部科学書からの結果通知前から辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

(3) 大学推薦による採用者は、当該大学で教育・研究指導を受けることを条件とし、他大学への進学・転学は認めていないので予め候補者に周知すること。国費外国人留学生として他大学への進学が認められている大使館推薦と混同しないよう、採用時のみではなく、進学に関わる入試時期にも重ねて周知徹底すること。

(4) 大学推薦により採用された者の教育費（入学金、検定料、授業料等）については、当該大学の負担とする。

(5) 大学推薦の一般枠のうち、旅費を大学の負担として採用された者の渡日旅費・帰国旅費については、当該大学の負担とする。

(6) 2016 年度募集より、個人情報についての規定を設けている。日本政府の実施する留学生事業（就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）への利用及び外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定している。例年採用時に提出を求める誓約書にて承諾を求めるため、予め候補者に周知すること。